

NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

日本貿易保険 2013年度報告書



NEXIとは

日本貿易保険(NEXI)は、2001年4月設立以来、民間の保険によって救済することのできない海外取引のリスクに対して、貿易保険を提供してきました。私たちは、市場の変化を先取りしてお客様のニーズに的確に対応し、効率的かつ効果的に保険事業を行うことで、日本企業の皆様が、不確定リスクを恐れず、海外取引を安心して進められるよう支援しています。

NEXIは、お客様中心主義にたち、

- ①サービスを向上させます。
- ②大きな安心を提供します。
- ③業務を効率化します。
- ④経営を透明にします。

CONTENTS

2	巻頭メッセージ	21	2013年度決算報告
3	2013年度の業務概況	27	第四期中期計画
9	2013年度主な取組み	29	お客様憲章
13	主な引受プロジェクト	31	法人概要
17	業務実績		

本報告書の計数について

計数は、単位未満を原則として四捨五入していますが、各計数の和は、内訳の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字の無い場合は「-」で示しています。貿易保険事業にかかる計数は、別途記載のない限りは、原則として決算ベースとなっています。

巻頭メッセージ

年次報告書の発行にあたり、独立行政法人日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance: NEXI) に対する皆さまの多大なるご支援とご協力に、心より御礼申し上げます。

2013年度は、世界経済が徐々に回復へと向かいはじめ中、日本では、円安や、いわゆるアベノミクスによる経済政策の効果もあって、我が国企業による海外市場への進出が一層進展しました。また、経協インフラ戦略会議において「インフラシステム輸出戦略」が決定される等、政府によるインフラ輸出の後押しもあり、途上国、新興国によるインフラ整備の需要が高まる中、我が国企業による海外のインフラ関連の大型プロジェクト等への参画が加速しました。NEXIでは、過去3番目の規模となるベトナム・ニソン石油化学コンプレックスプロジェクトや、多くの発電所の建設・運営プロジェクトの引受を行うなど、海外市場における我が国企業の競争力強化のため尽力してまいりました。

NEXIは、2001年の設立以来、お客様中心主義を常に実践し、保険商品やサービスの向上に努めております。2013年度も、より多くのお客様に効果的な貿易保険をご利用いただけるよう、貸付保険や投資保険のてんば範囲の拡充、国カテゴリーが変更となった場合の激変緩和措置の導入、お客様からの提出書類の合理化、簡素化といった数多くの取組を実施いたしました。

また、昨年12月には、独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定され、NEXIについては全額政府出資の特殊会社への移行、貿易再保険特別会計の廃止が決定されました。今後、特殊会社への移行に向けた準備作業を進めて参りますが、本法人に対する日本国政府の関与は引き続き維持されることとなり、お引き受けした保険責任についてもこれまで同様に日本政府の信用力を背景とするものであることに変更はありません。

経済のグローバル化が進展する中で、官民一体となり国際競争を勝ち抜くためにも、NEXIは多様化するビジネスニーズに即した、質の高い貿易保険を提供してまいります。今後とも、皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

2014年6月

日本貿易保険 (NEXI) 理事長 板東 一彦

2013年度の業務概況

2013年度の経済動向

2013年度の日本の輸出金額は、自動車、有機化合物等の輸出が増加し、約70.9兆円で3年ぶりの増加（前年度比10.8%増）となりました。地域・国別の輸出金額は、アジア向けが約38.4兆円（前年度比10.0%増）、うち中国向けが約13.0兆円（前年度比14.6%増）、米国向けが約13.2兆円（前年度比15.9%増）、EU向けが約7.2兆円（前年度比13.2%増）となりました。

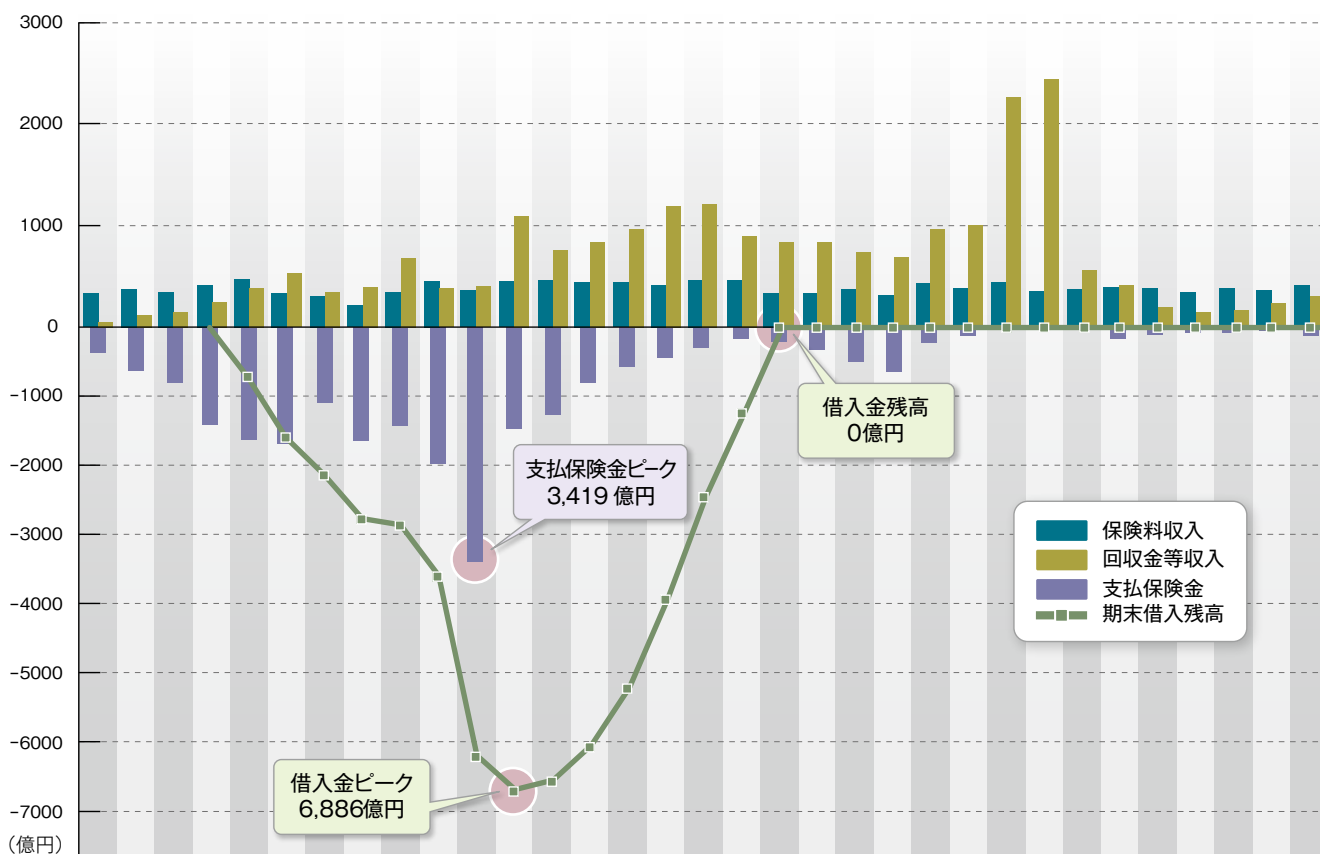
（参考：日本の輸出金額）

（単位：百万円）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
輸出金額	71,145,593	59,007,879	67,788,838	65,288,487	63,939,981	70,857,363
対前年度比増減(%)	△ 16.4	△ 17.1	14.9	△ 3.7	△ 2.1	10.8

（出所：財務省貿易統計）

貿易保険事業収支の推移



年 度	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	
保険料収入	328	373	341	413	468	334	304	213	342	448	357	447	462	441	435	410	460	454	332	329	373	313	432	380	438	349	368	393	382	344	377	362	406	
回収金等収入	55	123	152	256	389	536	349	400	693	387	407	1,112	773	852	983	1,212	1,230	913	846	853	745	702	977	1,014	2,287	2,473	575	419	205	156	177	240	314	
支払保険金	376	627	805	1,415	1,643	1,690	1,095	1,648	1,427	1,986	3,419	1,482	1,280	806	571	444	302	167	216	324	499	651	230	129	37	24	38	172	104	86	84	44	122	
期末借入残高	-	-	-	-	740	1,641	2,195	2,848	2,941	3,698	6,378	6,886	6,744	6,224	5,360	4,041	2,518	1,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

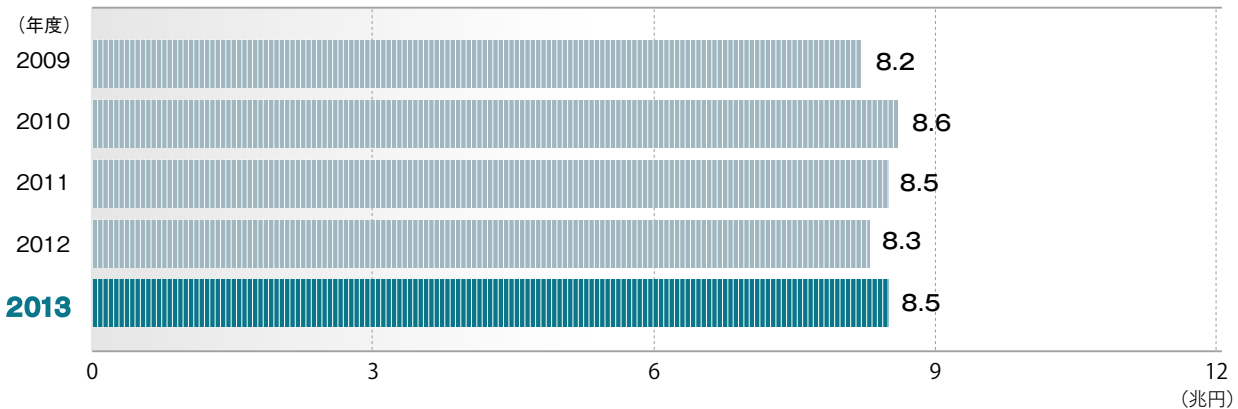
（単位：億円）

注）数字は現金ベース（年度の収入・支出に基づくもの）にて表記しており、財務諸表上のものとは異なる。保険料収入は返還保険料控除後の金額。

● 引受実績

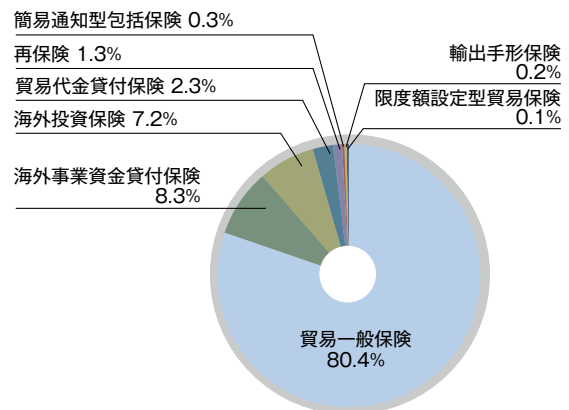
引受実績の推移

2013年度の引受実績は、約8.5兆円（前年度比2.6%増）となりました。



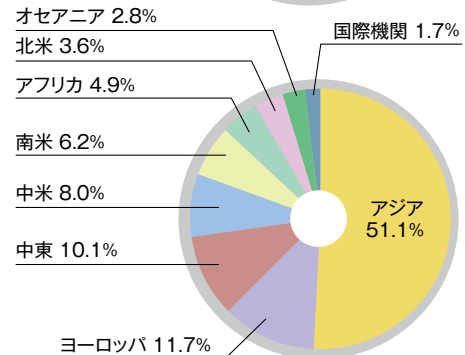
2013年度保険種別引受実績

保険種別では、アジア・欧州向けを中心とした輸出額が伸び、貿易一般保険が前年度比11.3%増の6.8兆円となりました。その一方で海外事業資金貸付保険については前年度に大型案件の引受があった反動により、前年度比48.4%減少の7060億円となりました。



2013年度地域別引受実績

地域別では、アジア向けについて貿易一般保険が伸びた結果、総額4.7兆円と全体の51.1%を占めました。ヨーロッパ向け、中東向けも貿易一般保険が伸びた結果、それぞれ11.7%、10.1%となりました。



2013年度引受実績 上位10ヶ国・地域

(単位:百万円)

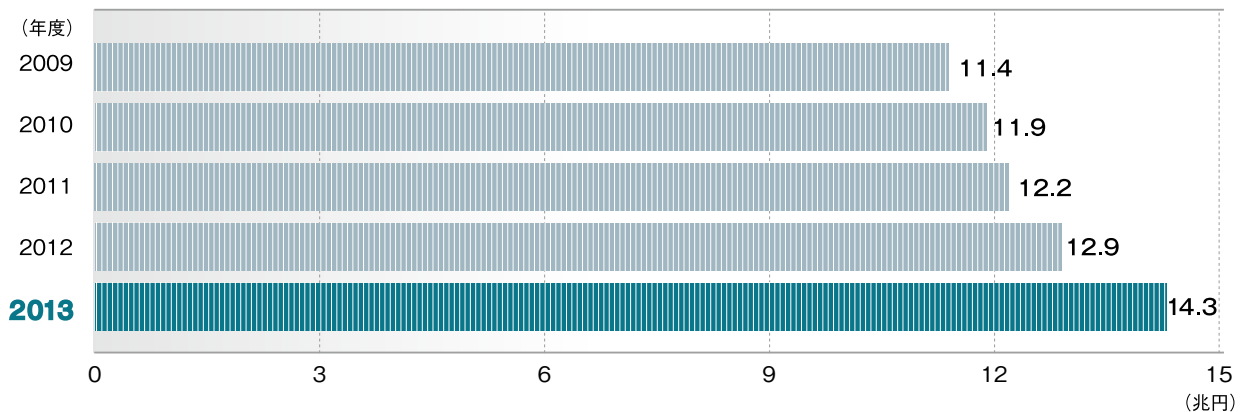
順位	国名・地域名	引受実績	構成比 (%)	順位	国名・地域名	引受実績	構成比 (%)
1	中華人民共和国	759,504	8.3	6	パナマ(船舶)	452,783	4.9
2	ベトナム	645,003	7.0	7	マレーシア	351,111	3.8
3	大韓民国	551,147	6.0	8	サウジアラビア	317,016	3.4
4	タイ	551,115	6.0	9	台湾	305,939	3.3
5	インドネシア	516,958	5.6	10	アメリカ合衆国	277,293	3.0



● 責任残高

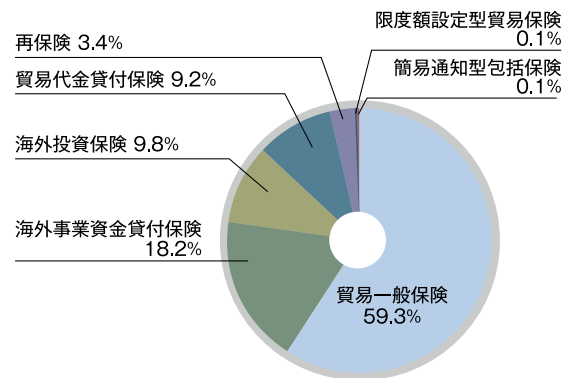
責任残高の推移

2013年度の責任残高は、約14.3兆円(前年度比10.9%増)となりました。



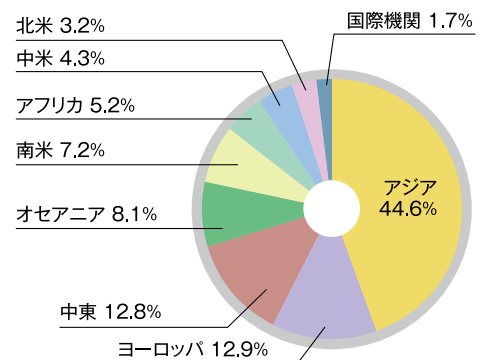
2013年度保険種別責任残高

保険種別では、貿易一般保険が前年度比4.0%増の約8.5兆円となりましたが、貿易代金貸付保険、海外投資保険、海外事業資金貸付保険が前年度比21.2%増の約5.3兆円となり、投融资関連の保険責任残高を占める割合が増加しました。



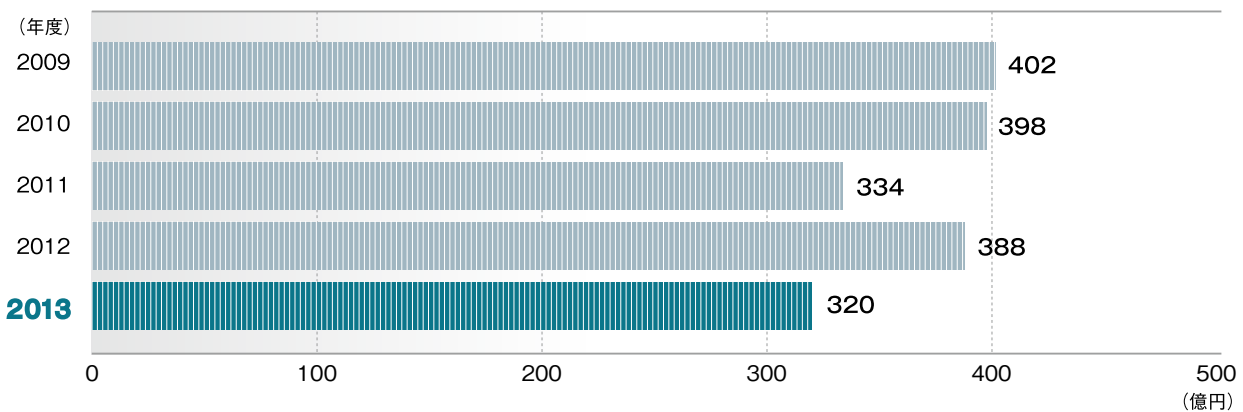
2013年度地域別責任残高

アジア向けが約6.6兆円と最も大きく全体の44.6%を占め、次いでヨーロッパ向けが約1.9兆円で12.9%を占めました。



● 保険料収入

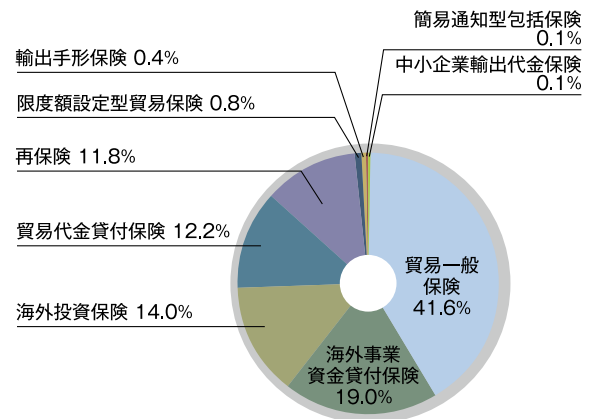
2013年度の保険料収入は、約320億円(前年度比17.5%減)となりました。



注) 詳細についてはP.19を参照のこと。

2013年度保険種別保険料収入

保険種別の保険料収入では、引受実績と同様に、前年度の大型案件の引受の反動により海外事業資金貸付保険の保険料収入が減少し、前年度比66.1%減の約61億円となりました。その一方で、貿易一般保険が前年度比11.5%増の約133億円、貿易代金貸付保険が前年度比155.9%増の約39億円、海外投資保険が前年度比20.3%増の約45億円となりました。

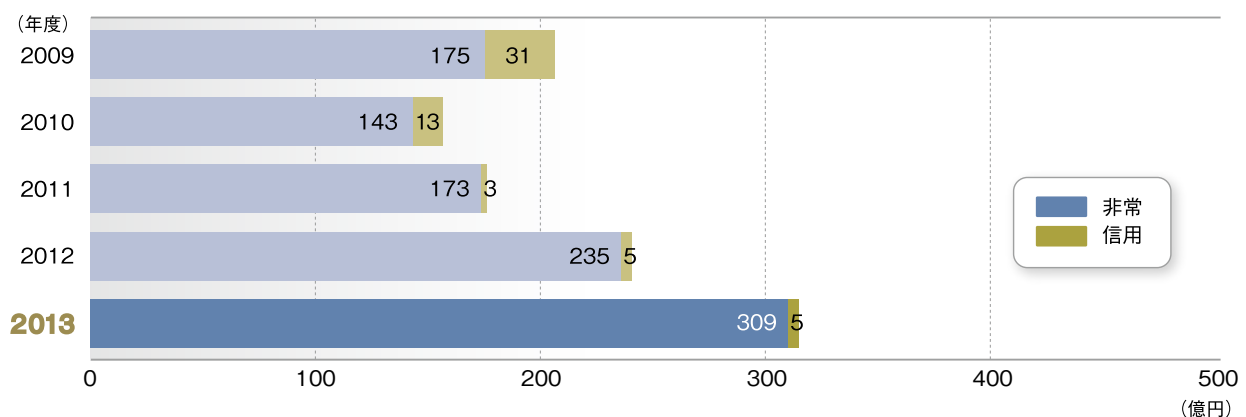


● 回収金

回収金の推移

2013年度の回収金額は、約314億円(前年度比30.6%増)となりました。

信用危険事故の回収金は全体の2%で、リスケジュール等による非常危険事故に係わる回収金が全体の98%を占めています。



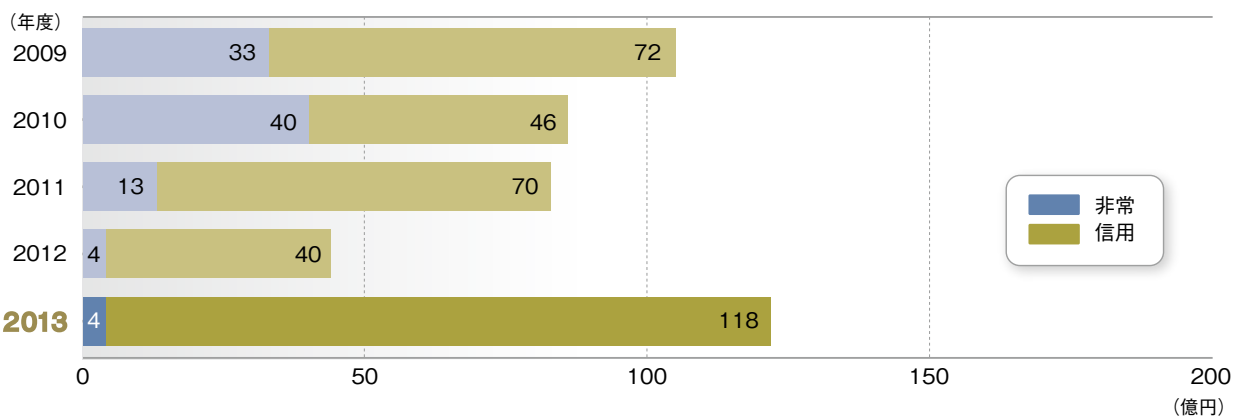


● 支払保険金

支払保険金の推移

2013年度の支払保険金は、約122億円(前年度比177.0%増)となりました。

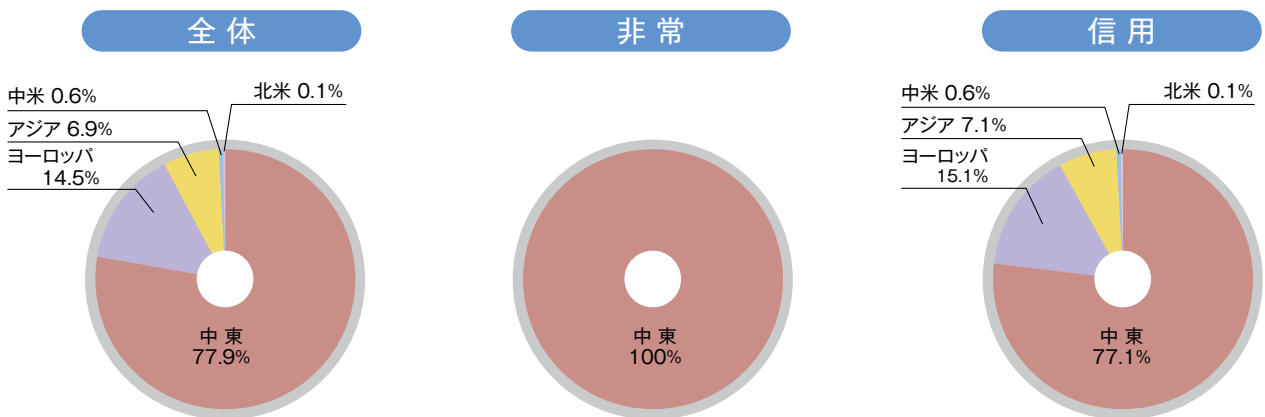
これは、非常事故による支払いが昨年度並みであった一方、大型案件での信用事故による支払いが昨年度に比べ増加したためです。



2013年度地域別支払保険金

中東向けの支払保険金額が約95億円と最も大きく、全体の77.9%を占めました。

これは主にサウジアラビアにおける信用事故に起因するものです。



2013年度支払保険金額上位5ヶ国

(単位:百万円)

順位	国名・地域名	合計	非常危険	信用危険
1	サウジアラビア	9,096	0	9,096
2	ウクライナ	1,723	0	1,723
3	イラン	436	436	0
4	インドネシア	399	0	399
5	大韓民国	256	0	256

2013年度の保険事故状況 (2014年5月15日時点データに基づいて作成)

■ 非常・信用危険別の保険事故状況 年度毎の推移

2013年度の事故発生状況については、非常危険・信用危険、合計で668件、300億円の危険発生・損失発生通知書が提出されました。信用危険事故は、経済危機が収束に向かっていることなどにより、金額ベースでは前年対比で減少となりましたが、非常危険事故は、南米地域における事故発生により、ほぼ前年度並となりました。

保険金支払いについては、2013年度は全体で386件、122.3億円を支払いました。保険事故発生は減少したものの、過年度に発生した大型案件の支払いがあったことにより、支払い保険金額は前年対比で増加となっています。

(単位:百万円)

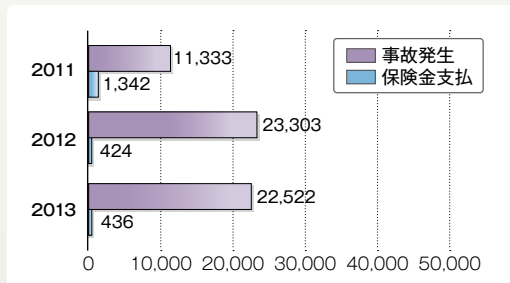
区分	危険区分		2011年度	2012年度	2013年度	対前期増減率(%)
事故発生	非常危険事故	金額	11,333	23,303	22,522	96.6%
		件数	99	522	438	83.9%
	信用危険事故	金額	3,974	16,262	7,448	45.8%
		件数	133	201	230	114.4%
		金額合計	15,307	39,565	29,970	75.7%
	件数合計	232	723	668	92.4%	
保険金支払	非常危険事故	金額	1,342	424	436	102.8%
		件数	15	2	9	450.0%
	信用危険事故	金額	7,017	3,993	11,798	295.5%
		件数	34	57	377	661.4%
		金額合計	8,359	4,416	12,234	277.0%
	件数合計	49	59	386	654.2%	

注:事故発生は、各年度内に受理した危険発生通知・損失発生通知に基づく計数。

事故発生金額・保険金支払いの推移 (2011年度~2013年度)

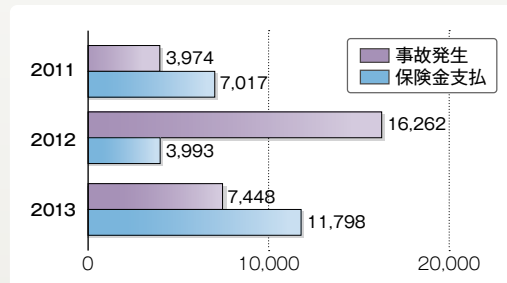
非常危険事故

(単位:百万円)



信用危険事故

(単位:百万円)



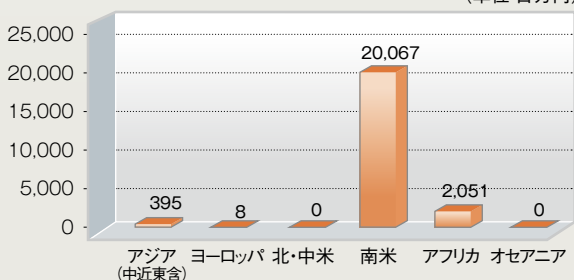
■ 地域別の保険事故発生状況

2013年度の非常危険事故は、9割が南米で発生しており、その他、アフリカ、アジア(中近東含む)において発生しております。南米は、「為替取引の制限」による事故、アフリカは「外貨送金遅延」等による事故、アジア(中近東含む)は「経済制裁」等による事故が発生しています。

地域別 事故発生金額 (2013年度)

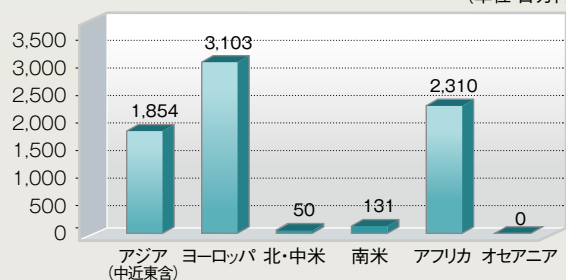
事故発生金額 非常危険

(単位:百万円)



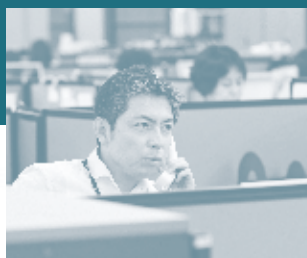
事故発生金額 信用危険

(単位:百万円)



2013年度主な取組み

重点的戦略分野の
支援を進めています。



インフラシステム輸出への取組み

2013年5月に、新興国を中心とした世界のインフラ需要に対し、設計、建設、運営、管理を含む「システム」としての受注や、事業投資の拡大など、多様なビジネス展開に官民一体で取り組み、我が国の力強い経済成長につなげていく「インフラシステム輸出戦略」が閣議決定されました。

NEXIでは現地通貨為替リスクへの対応強化、国際協力銀行(JBIC)との協調融資に対する付保率の引上げといった取組を行い、インドの国営火力発電公社向け発電プロジェクトやサウジアラビアの電力公社向け重油焚火力発電プロジェクトなど、インフラシステムの輸出を積極的に支援しました。

資源・エネルギーの安定供給確保への取組み

我が国にとり鉱物資源及びエネルギー資源を安定的に確保することは、重要な政策課題となっています。NEXIでは、資源・エネルギーの安定的な供給源を確保すべく、本邦企業による資源の引取権益確保に資するプロジェクトを積極的に支援しています。2013年は、アフリカにおける初の石油権益取得案件である、アンゴラBlock14鉱区開発プロジェクトに対して初めて海外投資保険の引受を行いました。また、オーストラリアのRoy Hill鉄鉱石鉱山開発プロジェクト融資に対して海外事業資金貸付保険の引受を行いました。



写真提供：Roy Hill Holdings Pty Ltd

航空機分野への支援

航空機分野については、我が国企業が参画するボーイング航空機国際共同開発プロジェクトにおいて、ボーイング航空機ファイナンスに係る再保険引受を引き続き積極的に進めています。2013年度はボーイング製航空機37機の販売案件について再保険の引受を行い、本邦重工メーカー等による航空機部品の輸出を支援しました。

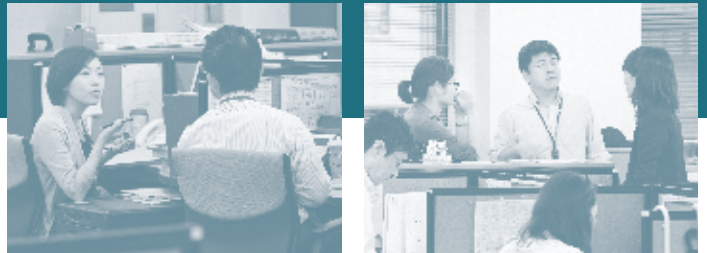
船舶分野への支援

2008年のリーマンショック後の船舶需要の急落、円高や韓国・中国の造船企業の躍進により、本邦の造船業界は厳しい環境下に晒されてきました。しかしながら、2012年末以降の円高緩和により競争環境は改善しつつあり、2013年度は、ノルウェーのPetroleum Geo-Services ASA子会社向け海底資源探査船や香港のPacific Basin グループ社向けばら積み船を始めとして計7件の船舶輸出案件を支援しました。

新興国市場への取組を強化

NEXIはリスクの高い新興国市場への日系企業進出を支援しています。2013年5月に横浜で開催されたアフリカ開発会議(TICAD V)の開催に合わせて、政治・経済状況等が改善したアフリカ19カ国を対象に、引受方針を緩和しました。これにより資源開発のほか、近年需要が高まっているインフラ開発・整備プロジェクト等の多様な分野において、貿易保険付保による本邦企業の支援が可能になりました。またアフリカ以外でもミャンマー向け海外投資保険で資本送金リスクの引受を開始し、キューバ向け短期保険の引受を再開、さらにミャンマー、ラオス、ウズベキスタン、トルクメニスタン他計10カ国につきL/C条件の撤廃を行いました。

海外の関連組織との連携を強化しています。



ロシアEXIARとの協力覚書締結

NEXIは、2013年4月にロシア輸出信用・投資保険庁（EXIAR）との間で、日露間の貿易・投資を促進するために必要な協力に関する覚書を締結しました。

EXIARが有する東欧・CIS諸国等との密接な繋がりが、当該地域の経済状況及び現地企業に関する豊富な知見を背景に、ロシアに進出する日系企業による東欧・CIS諸国への輸出案件や、これら地域における日露企業による共同事業に対して、両者が協力して保険を引き受けること等が将来的な取組として期待されます。

また、本件を踏まえて、6月にロシアに進出する日系企業を対象とした貿易保険セミナーを共催しました。



写真提供 共同通信社

ベルン・ユニオン会合への参加

ベルン・ユニオン（国際輸出信用投資保険連合：The International Union of Credit and Investment Insurers）は、世界各国のECAや国際機関、民間保険機関が参加し、専門的見地から輸出信用保険や投資保険に関連する共通課題について議論を行う場です。1934年に第1回会合がスイスのベルンにて開催されたことが始まりとなり、2014年4月時点で計49機関が加盟しています。

2013年度は4月にニューヨークにて春期会合が、10月にウィーンにて秋期総会が開催されました。



秋期総会の様子

二国間協議の開催

オーストリア、中国、フランス、ドイツ、韓国の計5ヶ国のECAや政府関係者とは、定期的に二国間協議を開催し、国際金融情勢や両国の取り組み等、幅広い分野について率直な意見交換を実施しています。このような協議を通じて、一層の連携強化を図るとともに、各国の貿易保険の動向を確認しています。



日仏二国間会議の様子

アジアECA貿易保険研修の開催

本研修は経済産業省の「貿易保険協力円滑化事業」として、貿易保険制度が整備途上にある国のECAまたは管轄省庁の幹部職員を招聘し、NEXI職員が講義を行うプログラムです。本年度は、ブラジル、中国、インドネシア、ミャンマー、台湾、タイ、ロシア、ベトナム、の8ヶ国が参加して行いました。



中堅・中小企業の海外事業展開を支援しています。



輸出支援のための商品・サービス提供

輸出を取り巻く国際情勢が厳しい中、NEXIは輸出を行う中堅・中小企業向けの専用商品「中小企業輸出代金保険」の利用拡大に取り組み、引受件数は、前年度比約6割増の669件となりました。

また、中小企業向けの貿易保険利用促進サービスである「バイヤー信用調査費用の無料化」を2013年度も継続実施し、輸出検討にご活用いただきました。その他、諸手続に関する書式の改定等を行い、貿易保険ご利用の際の利便性を高めました。

援機関とも連携し、輸出・海外投資に際してのリスクヘッジのご相談についても対応しています。



中堅・中小企業海外事業展開支援ネットワーク会議の様子

海外進出支援のための商品・サービス拡充

NEXIは、中堅・中小企業の海外進出を適切に支援するため、工場設立や出資等を対象とする「海外投資保険」の活用提案を積極的に行っています。

さらに、中堅・中小企業の海外子会社等による第三国への輸出及び現地販売につきましては、現地の日系保険会社を通じたフロンティングスキーム（NEXIが再保険を引受）を構築し、タイ・シンガポール・香港の3カ国において2013年5月から引受を開始しました。

中堅・中小企業に対する周知活動

中堅・中小企業の皆様に貿易保険の利用によるリスクヘッジを行っていただくためには、まずは、貿易保険を知っていただく必要があります。

このため、2013年度は、カントリーリスクマップやリーフレット等の貿易保険周知用ツールを作成し、2013年10月の中小企業総合展などにおいて配布することにより、海外事業展開リスクについての理解向上と貿易保険の周知を図りました。

中堅・中小企業に対するサポート体制の強化

中堅・中小企業の海外事業展開サポート体制を更に強化するため、2013年度、地方銀行等22行と新たに業務提携、協力提携をしました。これにより、「中堅・中小企業海外事業展開支援ネットワーク」への参画地方銀行等は51行（業務提携49行、協力提携2行）に拡大しています。

NEXIでは、同ネットワークを窓口としてセミナー等により貿易保険の普及・利用促進に努めています。

2014年2月には同ネットワーク会議を開催し、中堅・中小企業支援機関相互の情報・意見交換を実施しました。

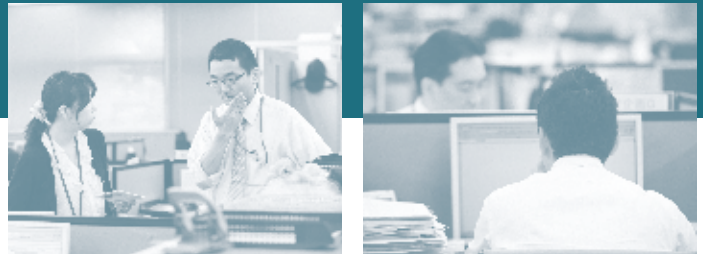
また、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構（SMJR）や各地の商工会議所等の輸出支

NEXIは、これからも中堅・中小企業の海外事業展開をしっかりとサポートするために商品・サービスの向上や支援体制・周知活動の強化に取り組んでまいります。



カントリーリスクマップ(2014年2月版)

持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。



貿易保険における環境社会配慮

NEXIでは、環境問題に対する社会的責任を果たすべく、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」を定めています。このガイドラインは、OECDが環境問題への取組として策定したOECD環境コンセンサスアプローチに基づき作成されたもので、これに基づき、保険契約の対象となるプロジェクトに対して、プロジェクト実施者による環境社会配慮が適切に行われていることを確認しています。具体的には、輸出者等から提供されるスクリーニングフォームに基づき、環境への影響度に応じて3つのカテゴリに分類する「スクリーニング」を行い、(環境への影響が大きい順にカテゴリA、B、C)、その結果に応じた確認を実施しています。例えば「カテゴリA」の場合、原則現地調査を実施しています。

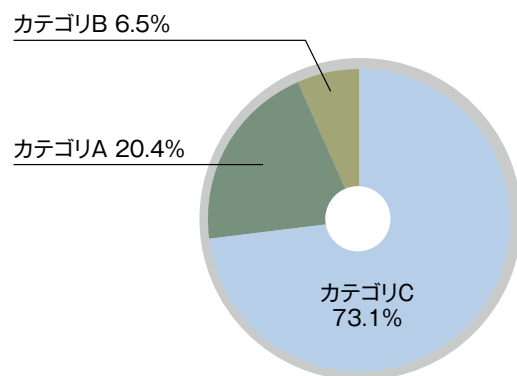
また、NEXIの環境ガイドラインの遵守を確保するため、異議申立手続きを導入し、理事長直轄の独立した「環境ガイドライン審査役」を設置しています。

2013年度は、93件のスクリーニング対象案件に対して、現地調査等を含む審査を実施しました。

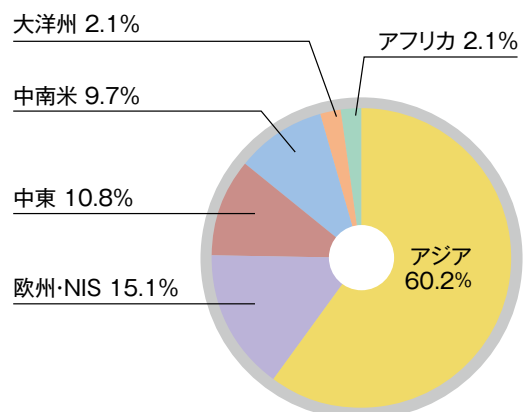


水力発電所に関する現地調査の様子

2013年度カテゴリ別スクリーニング状況



2013年度地域別スクリーニング状況



※中東はトルコを含む。中南米はメキシコを含む。
欧州・NISは、ロシア、中央アジアを含む。

日本の環境技術の輸出支援

NEXIでは、CO₂排出削減等の環境技術の輸出を積極的に支援しています。2013年は軽量化による排出ガスの削減や騒音を軽減するボーイング機(B787)の輸出やクリーンな再生可能エネルギーである太陽光発電の部材製造支援など、多くのプロジェクトにおいて、日本の環境技術の輸出を後押ししました。

主な引受プロジェクト

〔石油・ガス関連〕

ベトナム

ニソン製油所・石化コンプレックスプロジェクト

出光興産株式会社及び三井化学株式会社が、ベトロトナム(越)及びKPI(クウェート石油公社の100%子会社)と共に、ベトナムタインホア省(ハノイから南へ約200km)において日量20万バレルの製油所及びその下流の石油化学プラントを新規に建設し、クウェート産原油(重質油)を同製油所にて精製し、ガソリン、軽油、ジェット燃料等石油製品及びポリプロピレン、パラキシレン、ベンゼンなど高付加価値の石油化学製品を生産するプロジェクトを行うことになりました。

NEXIは、プロジェクト会社であるNghi Son Refinery and Petrochemical Limited Liability Company (NSRP) がプロジェクトファイナンスにより調達する50億米ドルのうち、株式会社みずほ銀行(エージェン特行)、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社並びに、株式会社山口銀行、株式会社千葉銀行及び株式会社静岡銀行の地方銀行3行を含む民間銀行団からの貸付(約13億米ドル)に対し、海外事業資金貸付保険の付保を行いました。また、出光興産株式会社、三井化学株式会社が本プロジェクト向けに行う投資について、建設期間中(4年間)の海外投資保険の引受を行いました。

本プロジェクトは、出光興産株式会社と三井化学株式会社が持つ経験と技術力を活用して製油所操業やポリプロピレン等の生産を行い、本事業で生産される石油製品をベトナム国内で、石油化学製品をアジア市場向けに販売する計画です。

保険契約締結年月：2013年6月



写真提供：出光興産株式会社

アンゴラ

Block 14 鉱区開発プロジェクト

国際石油開発帝石株式会社(以下「INPEX」)は、子会社経由で、TOTALの関係会社であるオランダの事業会社Angola Block14 B.V.(以下「事業会社」)の株式の一部譲渡を受けることで、事業会社が有するアンゴラBlock14鉱区の権益を間接的に保有することになりました。

NEXIは、INPEXの子会社を通じたアンゴラ原油生産鉱区権益取得のための投資に対する海外投資保険の引受をいたしました。また、引受に際しては、我が国への資源の安定的な供給に資するプロジェクトとして「資源エネルギー総合保険B特約」を適用致しました。

NEXIは今後も、本邦企業の事業拡大に寄与するプロジェクトを積極的に支援していくとともに、アフリカ進出をご検討されている事業者様のご要請に応えるべく、アフリカ向け案件についても積極的な引受に向けた取り組みを行って参ります。

保険契約締結：2013年7月



写真提供：国際石油開発帝石株式会社

〔 鉱物資源 〕

アルゼンチン

オラロス塩湖リチウム回収プロジェクト

豊田通商株式会社はOrocobre(豪)とともに、アルゼンチン北西部フフィ州のオラロス塩湖からかん水を汲み上げ精製し、炭酸リチウムを生産するプロジェクトを行うことになりました。NEXIは、豊田通商株式会社の子会社を通じたプロジェクト会社 Sales de Jujuy S.A.への出資に対し、海外投資保険(資源エネルギー総合保険B特約)の付保を行いました。

本プロジェクトは、本邦企業が初めてリチウム開発案件に出資・参画したプロジェクトで、電気自動車等の次世代自動車に必要な不可欠であるリチウム電池の材料となる炭酸リチウムを年間17,500トン生産する予定です。

保険契約締結：2013年10月



写真提供：豊田通商株式会社

オーストラリア

Roy Hill鉄鉱山開発プロジェクト

丸紅株式会社はHancock Prospecting Pty Ltd(豪)、POSCO(韓)及びChina Steel Corporation(台)とともに、オーストラリア西豪州ピルバラ地区において鉄鉱石鉱山を新規開発し、鉄道の新設及び港湾設備の整備を行う鉄鉱石生産・輸送一環開発型プロジェクトを行うことになりました。

NEXIは、プロジェクト会社であるRoy Hill Holding Pty Ltdがプロジェクトファイナンスにより調達する7,200百万米ドルの内、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行ほか本邦金融機関からの貸付(700百万米ドル)に対し、海外事業資金貸付保険(資源エネルギー保険A特約)の付保を行いました。また、株式会社国際協力銀行(JBIC)、韓国貿易保険公社(KSURE)、韓国輸出入銀行(KEXIM)、米国輸出入銀行(US EXIM)といった各国ECAも本プロジェクトに参画しています。

本プロジェクトは年間最大55百万トンの鉄鉱石を生産・出荷します。丸紅株式会社は、その内、我が国の年間鉄鉱石輸入量の約1割に相当する約11百万トンを取り、太宗を本邦鉄鋼メーカーに供給する予定で我が国の安定的な資源確保に資する案件です。

保険契約締結：2014年3月



写真提供：Roy Hill Holdings Pty Ltd

〔電力〕

インド

国営火力発電公社向け発電プロジェクト

インド国営火力発電公社であるNTPC Limited (NTPC)は、インド南西部Karnataka州Kudgiにて火力発電所(800MW×3基)を建設するプロジェクトを行うことになりました。この発電所建設プロジェクトにかかり、株式会社東芝の子会社である東芝ジェイエスダブリュー・パワーシステム社(東芝JSW社)が、NTPC社より蒸気タービン発電設備を受注しました。今般、その購入資金として、三井住友銀行、国際協力銀行(JBIC)がNTPC向けに350百万米ドルの融資を行い、このうちNEXIIは三井住友銀行が行う融資(140百万米ドル)に対し、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険(ローカル・バイヤーズクレジット)の引受を行いました。

ローカル・バイヤーズクレジットとは、海外の日系現地法人による第3国輸出等への支援を目的とするもので、本件では、東芝JSW社を経由したNTPC向け蒸気タービン発電設備の販売に対しても、NEXIIはローカル・バイヤーズクレジットで支援を行っております。

NEXIIは、日本の公的金融機関として、多様な金融ツールを活かし、引き続き本邦企業による輸出を積極的に支援していく方針です。

保険契約締結：2014年1月



写真提供：株式会社 東芝

サウジアラビア

ジェッダ・サウス火力発電プロジェクト

サウジアラビア国営電力公社であるSaudi Electricity Company (SEC)は、サウジアラビアの西岸に位置する紅海沿いの都市ジェッダの南方において2,892MWの重油焚超臨界圧発電プロジェクトを行うことになりました。この発電所建設プロジェクトにかかり、三菱日立パワーシステムズ株式会社は韓国EPC契約者経由でSEC向けに発電設備主機を納入することになりました。今般、その購入資金として、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社国際協力銀行がSEC向けに366百万米ドルの融資を行い、このうちNEXIIは株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行が行う融資(183百万米ドル)に対し、貿易代金貸付保険の引受を行いました。

サウジアラビアでは、電力需要の増加に伴い、発電設備の拡充を計画しており、本件は、そのような同国の計画を支援するものであり、また本邦企業の輸出促進にも資するものです。

保険契約締結：2013年12月



写真提供：香港上海銀行

〔インフラ・船舶・航空機〕

バーレーン

一貫製鉄会社への出資プロジェクト

大和工業は、中東地域における形鋼需要に対応すべく、現地パートナーであるFoulath Holding B.S.C. (C) (以下Foulath)と共同でSULB Company B.S.C. (C) (以下SULB)を設立し、鉄鋼製品製造・販売を行うこととなりました。

SULBは、H形鋼を中心とする形鋼生産のため、DRI(直接還元鉄)、製鋼、圧延の一貫工場を建設を完了しており、最終的には年産60万トンの形鋼生産を行います。

NEXIIは、大和工業によるSULBへの出資額(345百万米ドル)について、海外投資保険の引受を行いました。

本件はNEXIIにとって、バーレーン国への我が国企業の本格展開を海外投資保険により支援する第一号案件となります。本件の総事業費用は約10億ドルで、バーレーン国にとっても本邦企業による最大規模の海外投資受け入れ案件となるため、日・バーレーン国間の関係強化の面からも非常に重要な案件と言えます。

保険契約締結：2013年6月



写真提供：大和工業株式会社

ノルウェー

PGS社グループ向け海底資源探査船輸出プロジェクト

ノルウェー王国法人Petroleum Geo-Services ASA(以下「PGS社」)の100%出資子会社である同国法人PGS Titans ASは、三菱重工業株式会社の長崎造船所で建造する3次元海底資源探査船2隻を購入することとなりました。

NEXIIは、本プロジェクトに対して、三井住友銀行が行う融資について、貿易代金貸付保険の引受を行いました。

PGS社は、海底資源探査業界において世界最大手の1社であり、当業界における技術革新を進めていることで知られています。近年、世界的に石油・天然ガスの需要が高まる中、海底資源探査に必要とされる解析データの需要も伸びており、引き続き高度な新技術の開発が進められています。当船舶は最高クラスの探査性能と効率を誇る探査船であり、日本造船業界の技術力に対する高い評価を物語っています。

保険契約締結：2014年3月



写真提供：三菱重工業株式会社

ノルウェー

Norwegian Air Shuttle ASA向けボーイング787型機輸出プロジェクト

NEXIIは、米国輸出入銀行と締結した再保険協定に基づき、ボーイング社がNorwegian Air Shuttle ASA向けにボーイング787型機を輸出するプロジェクトについて、再保険の引受を行いました。Norwegian Air Shuttle ASAは、93台の機体を保有(2014年4月時点)し、2013年度は2,000万人以上の乗客数を誇る、ヨーロッパ3位のLow-Cost-Carrier(以下、「LCC」)です*。また、NEXIIにとってLCCと称されるエアライン向けの再保険引受は、本件が第一号となります。

NEXIでは、2004年の再保険協定締結以来、35のエアラインに対して累計220機のボーイング機の輸出を支援して参りました。

ボーイング社の787型機は、本邦企業が開発段階から参画し、主翼、胴体、タイヤ、客室など幅広い部分に日本の技術が使われております。今後もボーイング航空機の輸出に伴う再保険の引受により、本邦航空機部品産業の輸出支援を行って参ります。

保険契約締結：2013年11月



*Norwegian Air Shuttle ASAのホームページ

(<http://www.norwegian.com/en/about-norwegian/our-company/norwegian-in-brief/>)より引用。

写真提供：ボーイング社

業務実績

引受実績

保険種別引受実績

(単位:百万円)

保険種	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	6,231,455	7,308,903	7,110,487	6,151,894	6,849,345	80.4	11.3
責任期間1年以内	2,747,597	3,498,241	3,321,146	3,451,195	3,855,361	45.3	11.7
責任期間1年超	3,483,858	3,810,662	3,789,341	2,700,699	2,993,984	35.2	10.9
貿易代金貸付保険	91,382	239,764	343,996	123,290	193,845	2.3	57.2
輸出手形保険	19,986	20,199	16,549	12,295	14,153	0.2	15.1
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0	—
前払輸入保険	107	0	254	1	5	0.0	246.4
海外投資保険	213,193	219,229	440,367	530,106	611,679	7.2	15.4
海外事業資金貸付保険	1,606,754	741,082	549,068	1,369,370	706,030	8.3	△48.4
限度額設定型貿易保険	9,653	11,761	10,311	9,331	7,420	0.1	△20.5
中小企業輸出代金保険	646	624	567	1,304	2,740	0.0	110.2
簡易通知型包括保険	—	1,392	14,340	19,162	23,589	0.3	23.1
再保険	25,885	39,998	51,834	83,311	108,365	1.3	30.1
合計	8,199,062	8,582,951	8,537,772	8,300,064	8,517,171	100.0	2.6

(注1) 契約締結日をもとに作成しており、同日の為替レートを適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険引受金額を用いて作成した合計額。(下表も同じ)

(注2) 貿易一般保険においてはBUIL-RULEの区分に従い、資本財については、すべて責任期間1年超に区分しています。(以後同じ)

(注3) 貿易代金貸付保険と海外事業資金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で評価されています。(下表も同じ)

地域別引受実績

(単位:百万円)

地域	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	3,604,106	4,506,009	4,381,676	4,003,749	4,694,526	51.1	17.3
中東	793,380	711,115	947,276	591,102	926,125	10.1	56.7
ヨーロッパ	987,617	965,790	895,278	795,756	1,073,187	11.7	34.9
北米	842,520	302,121	261,013	293,729	332,822	3.6	13.3
中米	1,029,527	1,065,227	1,086,265	903,421	733,386	8.0	△18.8
南米	363,382	601,494	825,627	883,707	569,857	6.2	△35.5
アフリカ	526,435	469,999	479,742	447,219	450,794	4.9	0.8
オセアニア	463,329	580,589	148,645	833,730	259,023	2.8	△68.9
国際機関	106,123	160,254	116,006	167,972	155,064	1.7	△7.7

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国。但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されています。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。

(注4) アジアには、中央アジアを含みます。(以後同じ)

(注5) ヨーロッパには中東欧及びロシアを含みます。(以後同じ)

● 責任残高

保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
貿易一般保険	7,959,765	8,184,301	8,099,696	8,167,551	8,495,228	59.3	4.0
責任期間1年以内	2,022,794	2,601,992	2,337,812	3,097,421	3,569,810	24.9	15.3
責任期間1年超	5,936,971	5,582,309	5,761,884	5,070,130	4,925,418	34.4	△ 2.9
貿易代金貸付保険	500,438	577,707	832,267	1,032,720	1,320,215	9.2	27.8
輸出手形保険	4,992	5,137	3,323	3,336	3,810	0.0	14.2
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0	—
前払輸入保険	107	0	0	0	0	0.0	—
海外投資保険	790,936	776,508	944,798	1,117,154	1,399,630	9.8	25.3
海外事業資金貸付保険	2,030,689	2,155,666	2,129,124	2,241,104	2,600,398	18.2	16.0
限度額設定型貿易保険	11,952	16,226	15,147	15,340	12,172	0.1	△ 20.7
中小企業輸出代金保険	161	168	145	499	978	0.0	96.2
簡易通知型包括保険	—	1,332	5,830	5,959	8,671	0.1	45.5
再保険	147,313	174,558	219,207	330,785	481,361	3.4	45.5
合 計	11,446,354	11,891,603	12,249,536	12,914,446	14,322,464	100.0	10.9

(注1) 過年度引受分も含め、年度末為替レート(各事業年度末の為替レート)を適用し、外貨建対応の特約付保険契約の保険金額ではなく、実勢の保険金額を用いて作成した合計額。(下表も同じ)

(注2) 貿易代金貸付保険における変動金利対応案件については、付保最大金利である20%で算出された額で評価されています。(下表も同じ)

地域別責任残高

(単位:百万円)

地 域	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
ア ジ ア	4,305,435	4,826,289	5,223,394	5,591,707	6,603,603	44.6	18.1
中 東	2,531,022	2,096,943	1,919,569	1,852,988	1,889,077	12.8	2.0
ヨ ー ロ ッ パ	1,237,234	1,361,156	1,563,996	1,778,936	1,913,011	12.9	7.5
北 米	869,422	840,569	651,853	375,726	474,068	3.2	26.2
中 米	735,762	754,325	698,215	620,925	642,637	4.3	3.5
南 米	750,377	675,266	824,239	1,050,016	1,059,399	7.2	0.9
ア フ リ カ	903,281	864,959	890,361	788,076	772,231	5.2	△ 2.0
オ セ ア ニ ア	349,574	744,995	774,131	1,092,066	1,198,756	8.1	9.8
国 際 機 関	158,757	227,419	218,854	202,893	246,227	1.7	21.4

(注1) 国別計上の方法：船前…仕向国。船後…支払国、但し保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されています。

(注3) 国際機関の支払保証が付されている場合は、いずれの地域にも分類せず、国際機関に計上しています。



● 保険料収入

保険種別保険料収入

(単位:百万円)

保険種	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)		対前期増減率(%)
						構成比(%)	対前期増減率(%)	
貿易一般保険	13,596	15,157	14,074	11,943	13,315	41.6	11.5	
責任期間1年以内	3,866	5,754	5,462	5,025	5,612	17.5	11.7	
責任期間1年超	9,730	9,403	8,611	6,918	7,703	24.1	11.3	
貿易代金貸付保険	1,155	6,869	3,953	1,524	3,899	12.2	155.9	
輸出手形保険	184	185	146	111	132	0.4	19.1	
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0.0	—	
前払輸入保険	1	0	0	0	0	0.0	4.3	
海外投資保険	2,956	2,595	3,177	3,718	4,471	14.0	20.3	
海外事業資金貸付保険	21,425	13,477	10,065	17,924	6,078	19.0	△ 66.1	
限度額設定型貿易保険	283	399	391	321	263	0.8	△ 18.1	
中小企業輸出代金保険	6	6	6	12	24	0.1	101.8	
簡易通知型包括保険	—	6	38	38	43	0.1	12.2	
再保険	597	1,064	1,528	3,207	3,771	11.8	17.6	
合計	40,203	39,757	33,378	38,797	31,994	100.0	△ 17.5	

(注) 保険責任発生時点で計上。契約締結日をもとにする引受実績とは年度が必ずしも一致しない。

● 支払保険金

保険種別、非常・信用別支払保険金

(単位:百万円)

保険種	2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			構成比(%)	対前期増減率(%)
	非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故			
貿易一般保険	9,591	3,268	6,323	7,346	3,972	3,375	7,157	1,342	5,815	3,079	424	2,655	9,675	0	9,675	79.1	214.2
貿易代金貸付保険	97	0	97	1,209	0	1,209	1,165	0	1,165	1,165	0	1,165	1,723	0	1,723	14.1	47.8
簡易通知型包括保険	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0.1	—
輸出手形保険	187	0	187	16	0	16	34	0	34	3	0	3	14	0	14	0.1	393.1
輸出保証保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
前払輸入保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
海外投資保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
海外事業資金貸付保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
限度額設定型貿易保険	429	0	429	1	0	1	0	0	168	0	168	368	0	368	3.0	119.6	
中小企業輸出代金保険	0	0	0	2	0	2	3	0	3	2	0	2	0	0	0	0.0	△ 100.0
再保険	137	0	137	0	0	0	0	0	0	0	0	436	436	0	436	3.6	—
合計	10,441	3,268	7,173	8,574	3,972	4,603	8,359	1,342	7,017	4,416	424	3,993	12,234	436	11,798	100.0	177.0

地域別支払保険金

(単位:百万円)

地域	2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			構成比(%)	対前期増減率(%)
	非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故		非常危険事故	信用危険事故			
アジア	5,971	0	5,971	48	0	48	5,624	0	5,624	121	0	121	841	0	841	6.9	594.2
中東	237	0	237	1,075	11	1,064	5	5	0	6	6	0	9,532	436	9,096	77.9	154,475.7
ヨーロッパ	150	0	150	1,249	0	1,249	1,262	0	1,262	1,560	0	1,560	1,777	0	1,777	14.5	13.9
北米	38	35	3	2,119	0	2,119	0	0	0	2	0	2	7	0	7	0.1	259.8
中米	2,680	2,677	3	2,974	2,851	123	88	77	10	0	0	0	72	0	72	0.6	—
南米	1,207	556	651	1,084	1,084	0	974	951	23	430	418	12	5	0	5	0.0	△ 98.9
アフリカ	0	0	0	26	26	0	407	309	99	2,297	0	2,297	0	0	0	0.0	△ 100.0
オセアニア	158	0	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—
合計	10,441	3,268	7,173	8,574	3,972	4,603	8,359	1,342	7,017	4,416	424	3,993	12,234	436	11,798	100.0	177.0

● 回収金

非常・信用別回収状況

(単位:百万円)

危険区分	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
非常	54,284	40,393	17,451	14,327	17,330	23,531	30,865	98.4	31.2
信用	3,181	1,462	3,064	1,313	338	486	509	1.6	4.7
合計	57,465	41,855	20,515	15,640	17,668	24,017	31,375	100.0	30.6

地域別回収状況

(単位:百万円)

地域	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	構成比(%)	対前期増減率(%)
アジア	7,451	6,354	8,397	5,523	5,673	6,298	7,278	23.2	15.6
中東	2,520	1,404	1,342	1,357	3,510	8,172	11,173	35.6	36.7
ヨーロッパ	31,967	25,349	2,515	1,028	814	1,154	1,512	4.8	31.0
北米	0	1	0	778	1	30	0	0.0	△100.0
中米	2,483	480	571	193	510	241	3,246	10.3	1249.0
南米	6,882	2,230	1,705	1,155	1,176	1,536	1,558	5.0	1.4
アフリカ	6,160	6,037	5,985	5,608	5,970	6,587	6,608	21.1	0.3
オセアニア	3	1	0	0	14	0	0	0.0	0.0
合計	57,465	41,855	20,515	15,640	17,668	24,017	31,375	100.0	30.6

■ 2013年度の回収状況

■ 非常・信用別回収状況

2013年度の回収金は、前年度の240億円から73億円増加し、313億円(対前年度比30.6%増)となりました。

危険区分別(非常・信用)に見ると、信用危険事故の回収金は全体の1.6%で(5億円)、非常危険事故に係わるリスケジュール等による回収金が全体の98.4%(308億円)を占めています。

■ 地域別回収状況

地域別では、中東地域からの回収金111億円が(対前年度比36.7%増)が最も大きく、全体の35.6%を占めました。債務国として、イラクから93億円、ヨルダンから17億円を回収しました。

次いで、回収金が多かったのがアジア地域で、72億円(対前年度比15.6%増)となりました。これは、全体の23.2%に当たります。主な債務国として、インドネシアから60億円、ミャンマーから9億円、大韓民国から1億円を回収しました。

その他、アフリカ地域からの回収金は66億円(エジプトから65億円、ケニアから0.2億円、ガボンから0.2億円)、中米地域からの回収金は32億円(キューバから28億円、ドミニカ共和国から3億円、アンディグア・バーブーダから1億円)、南米地域からの回収金は15億円(アルゼンチンから11億円、エクアドルから4億円)となりました。

国別に見ると、回収上位国は、イラク、エジプト、インドネシア、キューバ、ヨルダンの順番となっており、この上位5カ国で全体(33カ国)の約85%を占めています。

2013年度決算報告

2013年度決算について

独立行政法人日本貿易保険は、2013年度（第13期）の財務諸表等を経済産業大臣に2014年6月24日に提出しております。

決算の概要

2009年度から2013年度の決算概要の推移は、下表のとおりです。

（単位：百万円）

項目	第9期 (2009年度)	第10期 (2010年度)	第11期 (2011年度)	第12期 (2012年度)	第13期 (2013年度)
経常損益の部	5,724	5,777	9,006	8,404	6,905
経常収益	17,286	17,111	16,240	16,866	14,241
（保険引受収益）	12,504	11,084	10,538	9,910	8,582
（参考）元受収入保険料	(39,606)	(38,693)	(31,849)	(35,590)	(28,224)
正味収入保険料	10,784	11,075	8,972	9,908	8,153
支払備金戻入	1,713	—	1,562	—	351
（資産運用収益）	4,409	5,869	5,503	6,524	5,245
（為替差益）	198	—	31	182	143
経常費用	11,562	11,334	7,234	8,462	7,336
（保険引受費用）	4,431	4,184	1,394	3,185	1,491
（参考）支払保険金	(10,441)	(8,574)	(8,359)	(4,416)	(12,234)
正味支払保険金	976	749	741	388	1,201
支払備金繰入	—	1,768	—	342	—
責任準備金繰入	3,012	2,409	690	2,466	499
（為替差損）	—	76	—	—	—
（事業費・一般管理費）	7,116	7,075	5,840	5,261	5,597
特別損益の部	11,009	15,830	17,599	12,022	8,526
当期損益	16,733	21,607	26,605	20,426	15,432
総資産	315,683	339,262	371,754	368,664	373,557
純資産	282,092	303,699	330,304	321,002	336,433

（注）特別損益の部においては、国からの被出資財産に係る評価損益等を計上しております。

損益の状況

2013年度は円安を追い風に日本の総輸出額が増加したことに伴い、貿易一般保険等は増収となりましたが、海外事業資金貸付保険の減収が全体の増収分を上回ったため、正味収入保険料は前期比17.7%減の8,153百万円となりました。また、有価証券の買換に伴う売却益がなかったことから資産運用収益は前期比19.6%減の5,245百万円を計上したこと等により、経常収益は前期比15.6%減の14,241百万円を計上しました。

一方、正味支払保険金は前期比3.1倍の1,201百万円となりましたが、前期計上した支払備金の繰入が収益項目である戻入に転じたこと、前期は大型案件の新規引受により大きかった責任準備金への繰入が前期比79.8%減の499百万円の計上となったこと等で、経常費用は前期比13.3%減の7,336百万円を計上しました。

この結果、経常損益の部は、前期比17.8%減の6,905百万円の利益を計上しております。

特別損益の部においては、8,526百万円の利益を計上しております。これは、主に債務繰延協定に基づいて順調に返済されている保険代位債権等の利息収入及び評価益等によるものです。

以上により、当期利益15,432百万円を計上しております。

● 財務諸表

貸借対照表(2014年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	9,101	支払備金	1,322
有価証券	296,053	責任準備金	23,172
保険代位債権等	222,432	再保険借	4,177
未収収益	1,705	預り金	41
未収保険料	5,390	前受保険料	3,439
再保険貸	205	未払金	4,188
建物 ^(注2)	102	賞与引当金	99
器具備品 ^(注3)	598	退職手当引当金	454
未収金	116	その他の負債	230
預託金	394	負債の部 合計	37,123
ソフトウェア	935	(純資産の部)	
その他の資産	70	資本金	
貸倒引当金	△ 163,545	政府出資金	104,352
		資本剰余金 ^(注4)	143,402
		利益剰余金	
		前中期目標期間繰越積立金	52,822
		積立金	20,426
		当期末処分利益	15,432
		(うち当期総利益)	(15,432)
		利益剰余金合計	88,679
		純資産の部 合計	336,433
資産の部合計	373,557	負債及び純資産の部合計	373,557

(注1) 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 建物の減価償却累計額は216百万円。

(注3) 器具備品の減価償却累計額は1,166百万円。

(注4) 資本剰余金の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

保険代位債権等評価差額金	45,386
資産計上評価差額	98,015
(計)	143,402



損益計算書(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科 目	金 額
経常 損益 の 部	経常収益	14,241
	保険引受収益	8,582
	正味収入保険料 ^(注2)	8,153
	支払備金戻入額	351
	保険代位債権等利息収入	79
	資産運用収益	5,245
	受取利息	2
	有価証券利息	5,243
	為替差益	143
	その他	270
	その他の経常収益	270
	経常費用	7,336
	保険引受費用	1,491
	正味支払保険金 ^(注3)	1,201
	保険金回収見込額等 ^(注4)	△ 210
	責任準備金繰入額	499
	事業費及び一般管理費	5,597
その他	248	
債権の回収に要した費用	206	
その他の経常費用	43	
	経常利益	6,905
特別 損益 の 部	特別利益	8,687
	被出資債権等に関する利益 ^(注5)	4,319
	被出資債権等に関する貸倒引当金戻入額	4,353
	その他特別利益	15
	特別損失	161
	被出資債権等に関する損失 ^(注5)	160
その他特別損失	1	
	当期総利益	15,432

(注1) 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 正味収入保険料の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

元受収入保険料	28,224
出再保険料返戻金	900
受再収入保険料	3,770
出再保険料	△ 24,741
(差引)	8,153

(注3) 正味支払保険金の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

支払保険金	12,234
回収再保険金	△ 11,033
受取返還保険金	△ 0
支払返還再保険金	0
(差引)	1,201

(注4) 保険金回収見込額等の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

(1) 債務繰延協定締結に伴う保険代位債権等の資産計上及び評価	
①非常事故代位債権の計上額	△ 293
②貸倒損失額	53
③貸倒引当金戻入額	△ 119
(2) 信用事故の保険金支払に伴う保険代位債権の資産計上及び評価	
①信用事故代位債権の計上額	△ 1,187
②支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額	293
③貸倒損失額	3
④貸倒引当金繰入額	1,040
(計)	△ 210

(注5) 被出資財産に係る損益の計算は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令(平成13年3月29日経済産業省令第104号)」附則第2条の規定に基づき、特別利益及び特別損失に計上しております。

(1) 被出資債権等に関する利益の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

被出資債権利息収入	3,451
被出資債権等為替差益	868
(計)	4,319

(2) 被出資債権等に関する損失の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

回収費用	7
貸倒損失	153
(計)	160

キャッシュ・フロー計算書(2013年4月1日から2014年3月31日まで)

(単位:百万円)

I. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険料収入	36,284
出再保険料の支出	△ 32,035
保険金の支払	△ 12,246
出再保険金の収入	13,064
保険代位債権等の回収による収入	25,154
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	△ 13,750
国代位債権の回収による収入	10,137
国代位債権に係る回収金の配分による支出	△ 10,137
人件費支出	△ 1,331
その他業務費支出	△ 3,356
その他	153
小 計	11,938
利息の受取額	8,648
業務活動によるキャッシュ・フロー	20,586
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 52,879
有価証券の償還・売却による収入	30,997
固定資産の取得による支出	△ 598
預託金の戻入による収入	3
預託金の預入による支出	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,477
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—
IV. 資金に係る換算差額	56
V. 資金減少額	△ 1,835
VI. 資金期首残高	10,937
VII. 資金期末残高	9,101

(注1) 金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(注2) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

	(単位:百万円)
現金及び預金	9,101
資金期末残高	合計 9,101



注 記

1. 重要な会計方針

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については定額法を採用しており、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、残存価額を0円とする定額法により計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、従来、耐用年数を4年としておりましたが、使用実態を見直した結果、当年度より耐用年数を5年とすることいたしました。この変更により、従来の方と比べて、当事業年度のソフトウェア償却が30百万円減少し、経常利益及び当期総利益が同額増加しております。

2. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100%を引当計上しております。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職手当増加見積額については、事業年度末に在職する役員員について、当事業年度末の退職手当見積額から前事業年度末の退職手当見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職手当見積額を控除した額を計上しております。

3. 責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成 13-03-27 第2号）に基づき算出した額を計上しております。

4. 賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期属属分を引当計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

6. 外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り(0.640%)を適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

9. 資産除去債務関係

賃貸借契約に基づき使用する事務所について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務の計上を実施しておりません。

10. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

11. 表示方法の変更

従来、「事業費及び一般管理費」に含めていた「債権の回収に要した費用」（国からの出資財産（保険代位債権等）に係る費用を除く。）は、保険代位債権等の保険者主導の回収への方針転換を進めていること、及びこれにより当該費用の発生額の大幅な変動が見込まれることから、当期より経常費用のその他の内訳として独立掲記することといたしました。

II. 金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当法人は、貿易保険事業を実施しており、保険金支払により取得した保険代位債権の回収金を有価証券により運用し、財政基盤の強化を図っております。また、有価証券は、国債、地方債及び政府保証債を保有しております。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

保険金支払により取得した保険代位債権は、債務国又は債務者の債務返済に係るリスクに晒されております。また、有価証券は、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

① カントリーリスクの管理

当法人は、保険代位債権の取得の原因となる保険契約の締結にあたり審査部のカントリーリスクグループにおいてベルユニオン(国際輸出信用保険機構)、OEC D等のカントリーリスク情報の収集、調査及び評価を行い、審査を行っております。また、既保険契約締結案件については、モニタリング推進委員会によりフォローアップし、リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

輸出契約等の相手方のリスクについては、審査部の与信管理グループにおいて、海外バイヤーの信用調査と評価を行い、保険契約の審査を行っております。

③ 市場リスクの管理

有価証券の運用に伴う金利、価格等の市場リスクに関しては、資金運用会議において資金運用方針等の審議及び運用状況を把握することにより管理しております。また、債券市場の動向及び流動性のリスクに関しては、資金運用会議の事務局である経理グループがモニタリングしております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	9,101	9,101	—
(2) 有価証券			
満期保有目的有価証券	296,053	325,112	29,059
(3) 保険代位債権等			
保険代位債権等	222,432		
貸倒引当金(※)	△163,545		
(差引)	58,887	58,887	—
(4) 未収保険料	5,390	5,390	—
(5) 再保険貸	205	205	—
資産計	369,637	398,696	29,059
(6) 再保険借	4,177	4,177	—
負債計	4,177	4,177	—

(※) 保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

・取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券(独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の区分による。)において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債地方債等	282,765	311,825	29,061
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債地方債等	13,289	13,287	△2
合 計		296,053	325,112	29,059

・当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 保険代位債権等

保険代位債権等については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成 13-03-27 第2号）に従い、次のとおり、貸倒引当金を計上しております。

① 非常事故代位債権については、債務国の返済状況により、国際金融市場による評価を基準に定めた引当率又は規定された一定の引当率により貸倒引当金を計上しております。

(単位:百万円)

- ②信用事故代位債権については、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額を、それ以外のものについては、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しております。保険代位債権等の時価は、決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。
- (4)未収保険料、(5)再保険貸及び(6)再保険借未収保険料等については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- (注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超	未定 (※)
有価証券 満期保有目的 の債券	12,000	15,000	26,500	24,600	216,600	-	-
保険代位債権等	14,987	22,808	17,623	42,605	32,055	-	92,354
合計	26,987	37,808	44,123	67,205	248,655	-	92,354

(※) 保険代位債権等において債務国の返済が延滞している債権額は未定欄に表示しております。

Ⅲ. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ. 重要な後発事象

該当事項はありません。

V. 固有の表示科目の内容

(1) 貸借対照表

勘定科目	内 容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び保険代位債権発生見込額(支払備金の計上に伴い計上。)を計上しております。 なお、非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権(以下「非常事故代位債権」という。)は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき、対外債務を履行することができなくなった債務国と日本政府の間で結ばれた債務繰延協定の締結時に資産計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等(非常事故代位債権)に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。 なお、非常事故代位債権に関し、債務国からの債権回収が見込まれる場合に未収利息を計上しております。
未収保険料	保険の申込みにより生じる保険料の未収額を計上しております。
再保険貸	再保険金等の国からの未収額を計上しております。
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき計上しております。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額、及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」(平成13・03・27貿第2号)に基づき計上しております。
再保険借	再保険料等の国への未払額を計上しております。
貸倒引当金	保険代位債権等から同債権の回収額のうち被保険者に配分すべき金額を控除した額に貸倒引当金を計上しております。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上しております。
資本剰余金	政府より出資を受けた保険代位債権等の評価差額金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)附則第2条の規定に基づき、以下のとおり会計処理を行っております。 ○ 保険代位債権等評価差額金 財務会計省令の一部を改正する省令(平成15年3月31日経済産業省令第49号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等(未収収益に係るものを除く)の評価差額金を資本剰余金に計上しております。(第2期から第4期までの会計年度に適用。) ○ 資産計上評価差額 財務会計省令の一部を改正する省令(平成17年10月28日経済産業省令第100号)により、政府より出資を受けた保険代位債権等のうち資産計上により初めて評価したときは、その評価額を資本剰余金に計上しております。(第5期会計年度から適用。)

(2) 損益計算書

勘定科目	内 容
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上しております。なお、収入保険料には、海外の貿易保険機関からの保険料収入を含みます。
支払備金戻入額	支払備金の当期戻入額を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上しております。
保険金回収見込額等	保険金支払いに伴い取得する保険代位債権に関する評価損益等を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
特別利益	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る利息収入及び貸倒引当金の戻入額等を計上しております。
特別損失	国からの出資財産(保険代位債権等)に係る回収費用等を計上しております。

VI. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、日本貿易保険については、「全額政府出資の特殊会社に移行する。」とされており、また、「貿易再保険特別会計については、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に継承する。」とされております。

第四期中期計画

NEXIは、2012年度から2015年度までを第四期として第四期中期計画を定め、これに基づき施策を実施して参ります。

なお、NEXIは、2012年1月の閣議決定に従って、「日本再生の基本戦略」を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、特殊会社に移行することになっております。本邦企業の国際競争力を強化し、お客様の利便性向上を図るため、新組織形態移行後は貿易保険事業の改善・充実を図り、従来以上に引受審査やリスク管理など事業体制を強化していくことが求められます。

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営していることを踏まえ、事業収入と業務費・人件費の費用対効果等に基づき、真に効率的かつ効果的な業務運営を目指す必要があります。第四期中期計画期間中においては、新組織形態への円滑な移行のための準備を進めて参ります。

第四期の終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、本中期計画の適用期間は移行の前日までとします。



第四期中期計画概要

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

我が国の通商・産業政策の動向に対応しつつ、取引環境の変化に応じたお客様のご要望を積極的に汲み取り、我が国企業の国際競争力確保の観点から、諸外国と比較して遜色のない質の高いサービスを提供できるよう、商品の改善・開発に取り組みます。

(2) サービスの向上

常にお客様の視点に立って、サービスの向上に努力し、お客様との信頼関係の構築に取り組みます。

(3) リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備

リスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に取り組みます。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図ります。また、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上に引き続き努め、民間事業者の事業機会拡大のための環境整備に取り組みます。

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

貿易保険は、政府が運営費交付金を充当することなく、お客様から支払われる保険料等を収入原資として運営しているものであり、費用支出にあたっては、その費用対効果を十分検討する等、コスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に取り組みます。

- ① 中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。
- ② 独法改革の結果を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレ指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図ります。
- ③ 契約については、原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努めます。また、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施します。
- ④ 事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、業務運営の効率化を図ります。

(2) システムの効率的な開発及び円滑な運用

組織の見直しに係る会計、税制、災害・事故等緊急時の事業継続計画等の対応に加え、新商品の開発・販売、国の再保険特会廃止に伴う整備や債権管理業務への円滑な対応を行うとともに、第四期システムの保守・追加改造の効率化・迅速化を通じ、お客様に対するサービスの向上、業務運営の効率化・迅速化を実現します。その際の指標として、第四期システムの具体的な効果を示すほか、第四期システムの保守費用が第三期システムの保守費用を下回るように努めます。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、適正な保険料の設定、保険事故債権の適切な管理及び回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

(2) 債権管理・回収の強化

債権データの管理を的確に行うとともに、国の関係機関との緊密な連携や、職員の専門能力の涵養、民間回収専門業者の活用等を行うことにより、回収能力を強化します。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に取り組みます。

(3) 保険料率設定・積立て基準の明確化・透明化

貿易再保険特別会計の廃止や独法改革の結果等を踏まえ、財務会計に係る諸規定・運用の見直しを進めます。また、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保します。

4 行政改革を踏まえた新たな制度設計への対応

貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化に伴う新たな制度を設計するに当たっては、円滑に移行するためにリスク管理の強化や内部統制の強化のための体制整備等必要な措置を検討し、講じうる措置は早期に着手します。

5 高い専門性を持った人材の育成

ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門家集団となるよう、引き続き、民間企業等から国際金融、法制度、カントリーリスク、企業財務、貿易実務等に関する専門性を有する職員を採用するとともに、職員に対する研修制度を充実させること、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を効率的に運用すること等により、職員の専門性をより高度なものとしします。



お客様憲章

I 基本精神

(1) NEXIの使命は、お客様が安心して海外ビジネスができるように、リスクを軽減する機能を果たしお手伝いすることにあります。
このため、常にお客様の立場になって、お客様のニーズに的確に対応し、効率的で質の高いサービスを提供し、お客様の満足度の向上とお客様との強い信頼関係の構築を目指していきます。

(2) NEXIは、お客様中心主義にたち、

- ① サービスを向上させます。
- ② 大きな安心を提供します。
- ③ 業務を効率化します。
- ④ 経営を透明にします。

II お客様への約束

NEXIは、お約束いたします。

- (1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。
- (2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。
- (3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。
- (4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。
- (5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。
- (6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

(1) 安心して対外取引ができるよう、お客様のお役に立つ保険商品を提供いたします。

- ① お客様が輸出、海外投資、海外貸付などを行う上でリスクを感じたら、ウェブサイト (<http://www.nexi.go.jp>) の保険商品の概要をご覧になるか、お客様相談窓口へ直接お電話ください。
- ② お客様に保険商品を知っていただき、対外取引のリスクヘッジの一助としてご利用いただくため、保険商品の内容を判りやすくご説明します。お気軽にお問い合わせください。

(2) 案件形成の初期段階からご相談を承ります。

お客様が輸出や海外投資などの対外取引をお考えでしたら、まずNEXIのスタッフにご相談ください。

対外取引から生じるリスクの軽減が図れるよう、案件に相応しい保険商品を提案し、案件形成の初期段階から保険相談に応じます。

(3) お客様からのご質問やご関心には、迅速に対応いたします。

- ① 保険商品についての一般的なご質問やご関心には、スピーディーに対応いたします。お客様相談窓口又は担当グループにご連絡ください。
- ② 保険料の試算については、ウェブサイト上の保険料計算シミュレーションがご利用いただけます。
個別案件の保険料については、お客様が計画している取引の条件

をお示しいただければ、担当グループが、基本的には即日、遅くとも翌営業日以内に（但し、中長期のNON-L/G案件については5営業日以内）にご回答いたします。

期限内に回答することが難しい場合、担当グループは、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

- ③ お客様から提出いただいた内諾申請書や保険申込書など（環境関係を除く）の書類に、万一、形式的な不備がある場合には、お預かりしてから遅くとも5営業日以内に担当グループからお客様にご連絡いたします。
- ④ 具体的な案件に係る貿易保険の制度面のご質問については、担当グループ又はお客様相談窓口にご相談ください。
遅くとも5営業日以内にご回答いたします。期限内に回答することが難しい場合、担当グループ又はお客様相談窓口は、お客様に対して、回答が遅れる理由、回答の時期の見通しを速やかにご連絡いたします。

(4) お客様のご要望やビジネスニーズにあわせて対応いたします。

- ① 審査などに時間のかかる場合もありますので、お客様には、時間的に余裕を持って、ご相談くださるようお願いいたします。
輸出契約等の進捗などから、早期対応が必要となった場合、担当グループに個別にご相談ください。
- ② お客様のご要望やビジネスニーズに合わせて対応することを心がけ、期限を守るように努力をいたします。
期限内の対応が難しい場合、担当グループは、お客様に対して、対応の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。

(5) 保険金請求の査定を迅速に行い、保険金を早期にお支払いいたします。

- ① 保険約款、手続細則、運用基準又は特約書等（以下、「約款等」といいます。）に定められた各種の通知義務や損失防止軽減義務等が着実に実行され、約款等に定められた保険金請求に必要な書類のご提出が定められた期間内になされた場合には、約款等に照らして内容を査定し、支払保険金額を確定し、規定されている期間内（ご請求から2月以内、但し、調査のため特に時日を必要とする場合はこの限りではありません。）にお支払いいたします。
- ② お客様からご提出された保険金請求書及び添付書類に、万一、約款等と照らして書類に不足がある場合、お預かりしてから遅くとも3営業日以内にお客様にご連絡いたします。
- ③ 常に、約款等で規定されている期間内に保険金をお支払することを目指しておりますので、約款等で定められた査定に必要な書類の早期提出や義務の履行など、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

(6) 回収金の配分を迅速に処理いたします。

- ① お客様から権利行使の委任を受けた債権について回収した金額があったときは、約款等に従って回収金の配分業務を迅速に行います。
- ② パリクラブその他のリスケジュールに基づく回収金の配分は、原則として、NEXIの口座において、回収金の全額入金を確認できた日の翌営業日までに送金処理の手続をいたします。

Ⅲ 情報などの開示

NEXIIは、ウェブサイト(<http://www.nexi.go.jp>)や年次報告書で、関連情報の開示を積極的に行います。

なおウェブサイトについては、2011年4月にお客様からのご意見・ご要望を踏まえ、ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、大幅な刷新を行いました。

(1)ウェブサイトには、お客様のお役に立てる貿易保険に関する多くの情報を掲載しております。是非ご利用下さい。

主な内容は、次のとおりです。

- ①最近の動き(制度・引受方針の変更、最新の主な引受プロジェクト概要等)
- ②保険商品の概要(商品パンフレット等)
- ③国・地域ごとの引受方針
- ④保険申込み手続き
- ⑤貿易保険事故発生からの手続きと保険事故
- ⑥保険料計算のシミュレーション
- ⑦申請様式類のダウンロードサービス
- ⑧貿易保険規程集(全保険商品の約款等)
- ⑨環境への取組み
- ⑩調達情報
- ⑪ウェブマガジンe-NEXI
- ⑫WEBサービス

(2)年次報告書(和文、英文)では、貿易保険の営業実績報告や決算報告などがご覧いただけます。NEXIのPRパンフレット「事業・組織のご案内」や各保険商品パンフレットもご用意しております。

冊子をご希望の方は、NEXIウェブサイト「資料請求」

(<https://www.nexi.go.jp/request/>)からお申込みいただくか、本店総務・広報グループ(TEL:03-3512-7655)又はお客様相談窓口までご連絡下さい。

(3)ウェブサイトや年次報告書など広報全般についてのご意見・ご質問は、本店総務・広報グループ(TEL:03-3512-7655)がお受けしています。

Ⅳ ご不満・お困り事などへの対応

NEXIIは、絶えずお客様の満足度の向上を心がけております。

また、万一、お客様が手続などでお困りの場合やサービスなどへのご不満などについても、お客様の立場にたち、誠意をもって迅速に対応いたします。

(1)お困りの事がある場合には、直ちに処理いたします。

お客様が手続などで何かお困りの事がある場合には、担当グループに対して、どのような事にお困りなのか、どのような対応をお求めなのか率直にご説明ください。担当グループが、直ちに内容を確認し、迅速に処理にあたります。

(2)サービスや個別案件の処理などにご不満がある場合、お客様相談窓口にご連絡ください。

①NEXIのサービスにご不満等がありましたら、お客様相談窓口で文書やメールで、ご不満の内容などについてご説明ください。

お客様相談窓口が、その内容や対応について検討し、誠意をもって、その結果をご回答いたします。その際、直ちに対応が難しい場合は、その理由や今後の対応についてご回答いたします。

②個別案件の処理内容にご不満がある場合、お客様相談窓口で文書やメールで、処理内容のご不満の点などについてご説明ください。

お客様相談窓口が、お客様からご指摘のある処理内容について、その処理に至った根拠等を再度慎重に精査・検討し、早期に結果をご連絡いたします。早期に連絡することが難しい場合、お客様相談窓口は、お客様に対して、連絡が遅れている理由、連絡の時期の見通しなどを速やかにご連絡いたします。



お客様相談窓口について

(1)NEXIではお客様中心主義にたち、お客様への対応の強化を図るため、「お客様相談窓口」を設置しております。

(2)お客様相談窓口は、お客様からのあらゆるご相談について、お客様の立場にたってお手伝いする窓口です。貿易保険についてのご意見・ご要望、各種お問い合わせ、また、NEXIへのご意見・苦情などございましたら、何なりとご相談下さい。速やかに対応することをお約束致します。

本店 お客様相談窓口

フリーダイヤル 0120-672-094
 FAX 03-3512-7687
 E-mail cs@nexi.go.jp

大阪支店 お客様相談窓口

フリーダイヤル 0120-649-818
 FAX 06-6233-4001

受付時間 月曜～金曜 9時～12時、13時～17時30分(祝祭日、年末年始を除く)

法人概要



左より 和田 圭司(理事)、板東 一彦(理事長)、稲垣 史則(理事)



大岩 武史(監事)



今井 敬(監事)

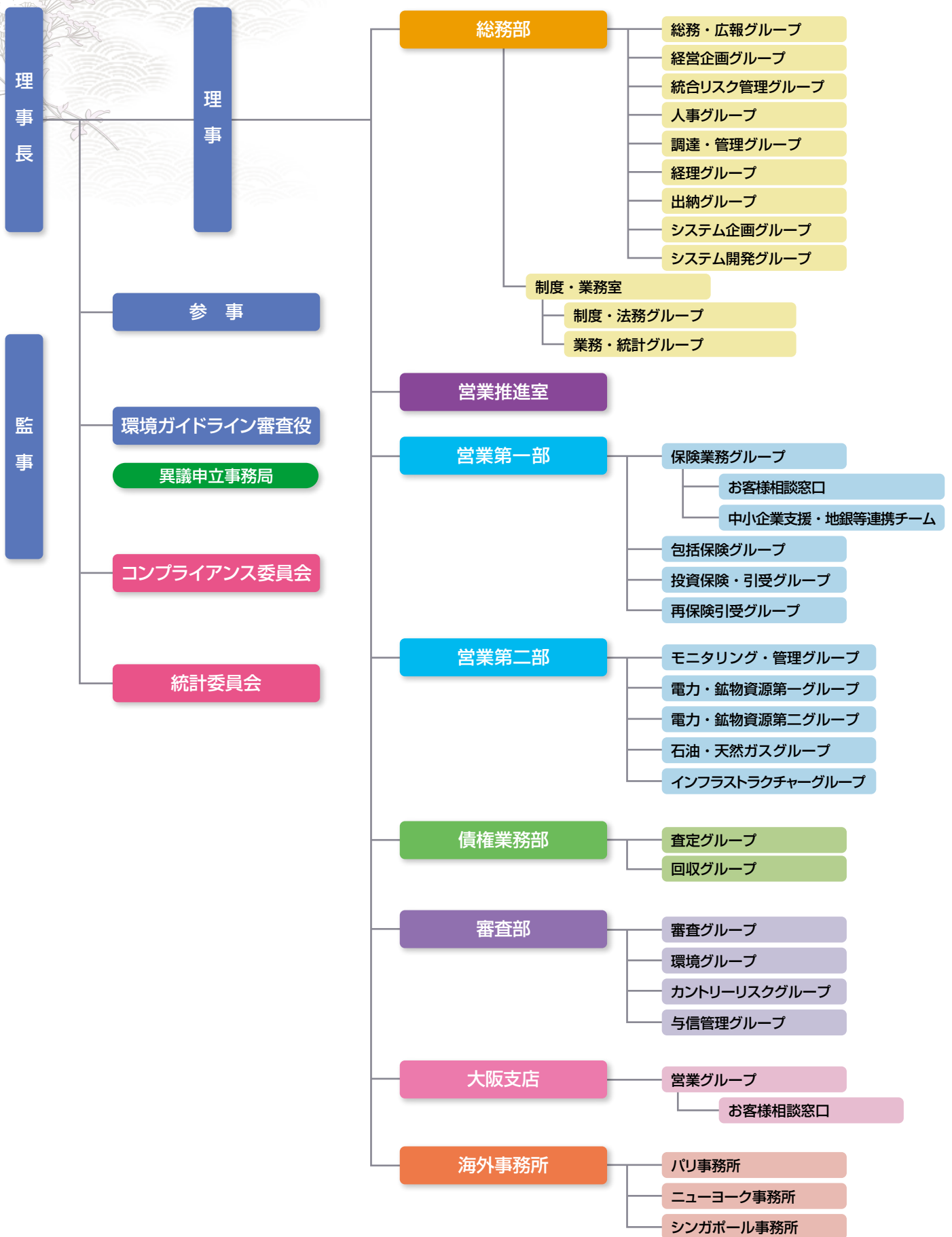
役員

理事長	……………	板東 一彦
理事	……………	和田 圭司
理事	……………	稲垣 史則
監事(常勤)	………	大岩 武史
監事(非常勤)	………	今井 敬



名 称	独立行政法人 日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance“NEXI”)
設立年月日	2001年4月1日
設立根拠法	独立行政法人通則法、貿易保険法
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を 保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。
主 務 大 臣	経済産業大臣
資 本 金 額	1,043億 5,232万 4,369円 (全額政府出資) (前期比増減なし)
役 職 員 数	137名 (2014年4月1日時点)
業 務 の 範 囲	一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を 含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、 これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 四. 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保 険により填補される損失と同種の損失についての保険 (再保険を含む。)の 事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険 法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。
沿 革	1999年 7月 独立行政法人通則法成立 1999年 12月 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 2001年 4月 設立 (参考) 1950年 3月 貿易保険法成立。 以降、貿易保険事業は2001年3月末まで経済産業省 (旧通商産業省) にて運営。
本 店	〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階 Tel.03-3512-7650 Fax.03-3512-7660
国 内 支 店	大阪支店 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22 あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階 Tel.06-6233-4019 Fax.06-6233-4001
海 外 事 務 所	パリ、ニューヨーク、シンガポール (34ページ参照)
取 扱 商 品	貿易一般保険 / 貿易代金貸付保険 / 限度額設定型貿易保険 / 中小企業輸出 代金保険 / 知的財産権等ライセンス保険 / 海外事業資金貸付保険 / 海外投 資保険 / 輸出手形保険 / 前払輸入保険 / 資源エネルギー総合保険 / 地球環 境保険 / 簡易通知型包括保険 / 他
U R L	http://www.nexi.go.jp

NEXIの組織図 (2014年4月現在)



事務所所在地



国内事務所

本店
 〒101-8359
 東京都千代田区西神田3-8-1
 千代田ファーストビル東館3階
 Tel.03-3512-7650
 Fax.03-3512-7660



■交通: 神保町駅 A2番出口から徒歩5分 /
 九段下駅 7番出口から徒歩7分 /
 JR水道橋駅 西口から徒歩5分



大阪支店
 〒541-0041
 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
 あいおいニッセイ同和損保
 淀屋橋ビル8階
 Tel.06-6233-4019
 Fax.06-6233-4001



■交通: 淀屋橋駅 1番出口から徒歩1分

海外事務所

パリ事務所

c/o JETRO 27 rue de Berri 75008 Paris France
 Tel.33-(0)1-4261-5879 Fax.33-(0)1-4261-5049

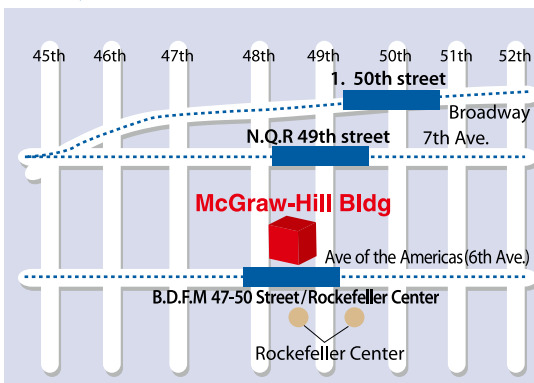
NEXI, Paris



ニューヨーク事務所

c/o JETRO 1221 Avenue of the Americas, 42 Fl,
 McGraw-Hill Bldg. New York N.Y. 10020 USA
 Tel.1-212-819-7769 Fax.1-212-819-7796

NEXI, New York



シンガポール事務所

c/o JETRO 16 Raffles Quay#38-05, Hong Leong Bldg.
 Singapore 048581
 Tel. 65-6429-9582 Fax. 65-6220-7242

NEXI, Singapore





独立行政法人 **日本貿易保険**

〒101-8359 東京都千代田区西神田3-8-1 千代田ファーストビル東館3階
TEL.03-3512-7650 FAX.03-3512-7660
<http://www.nexi.go.jp>

お問い合わせ 日本貿易保険 総務部 総務・広報グループ
TEL.03-3512-7653 FAX.03-3512-7660
E-mail:info@nexi.go.jp